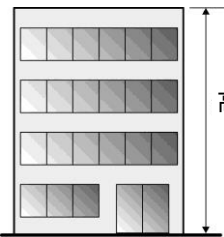
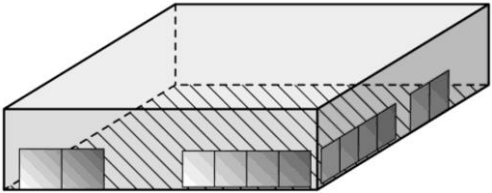
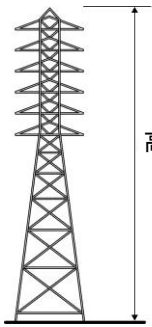
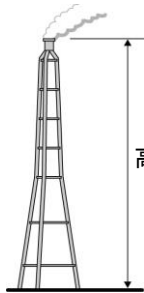
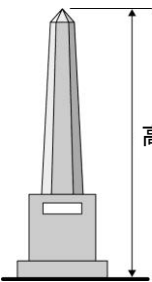
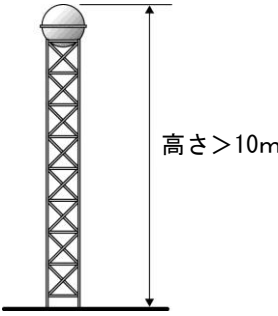
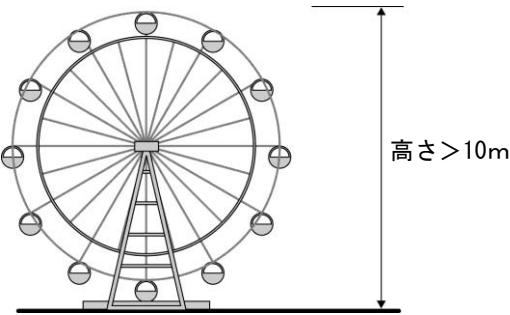
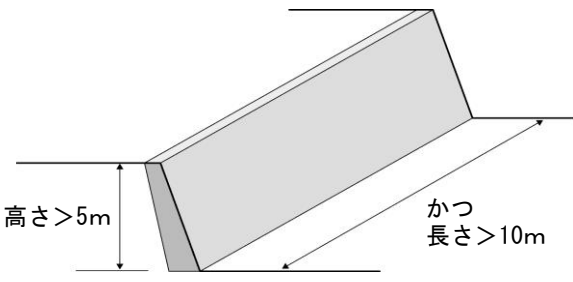
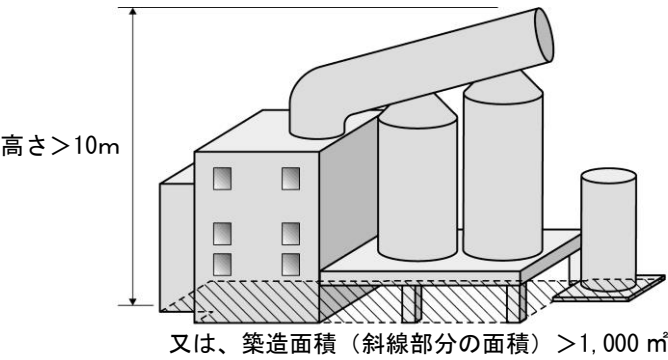
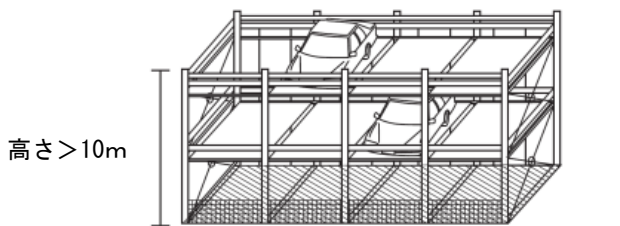


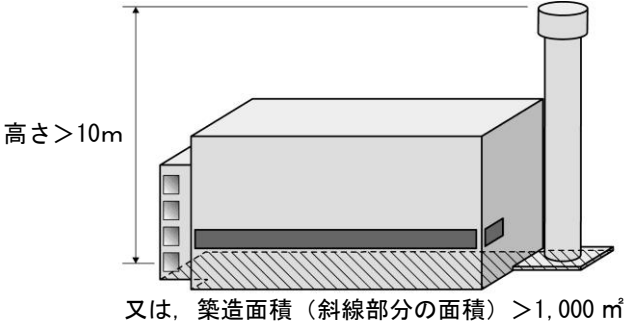
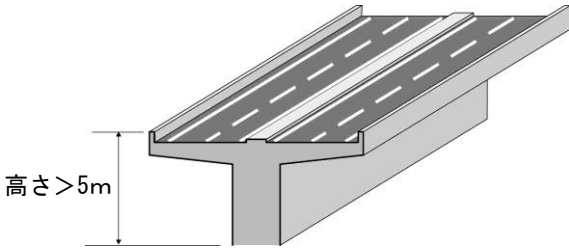
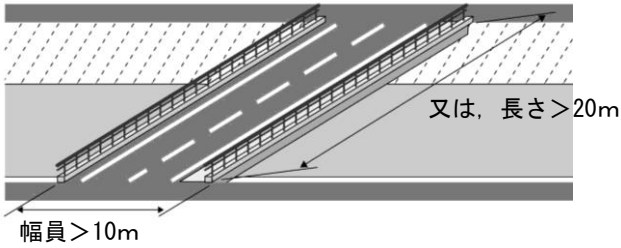
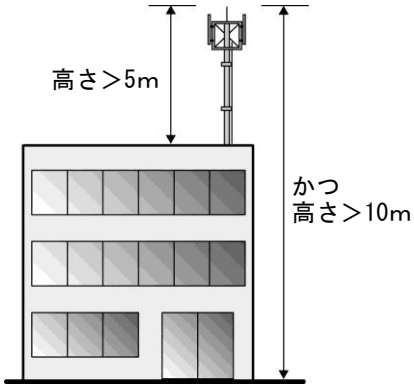
第5章 景観法の届出制度の解説

1 届出対象行為（地区別景観づくり計画区域を除く市全域対象）

届出対象行為について、イラストを用いて分かりやすく解説しています。

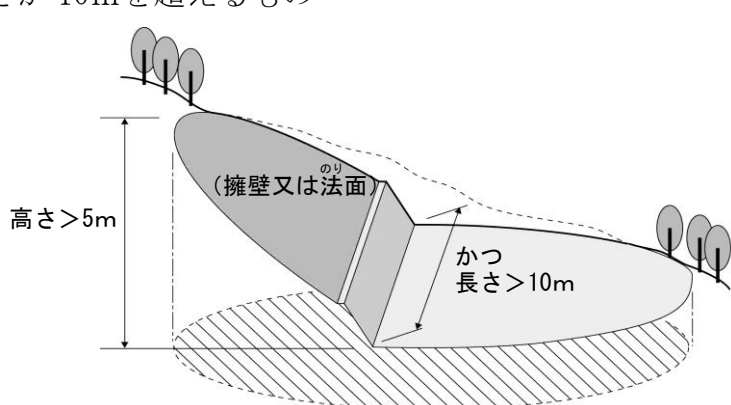
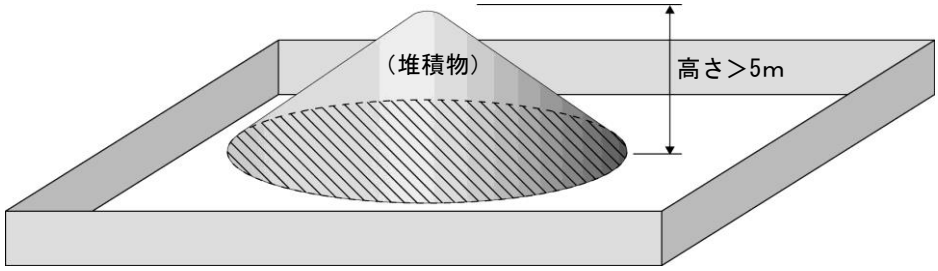
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さが 10mを超えるもの、又は、建築面積が 1,000 m²を超えるもの  高さ>10m  又は、建築面積（斜線部分の面積）>1,000 m²
変更に伴う工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	① 架空電線路用の鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの 高さが 30mを超えるもの （例：高圧線鉄塔など）  高さ>30m
	② 煙突（支枠及び支線がある場合においては、これらを含む）その他これらに類するもの 高さが 10mを超えるもの  高さ>10m
	③ アンテナ、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（①に掲げるものを除く） 高さが 10mを超えるもの （例：携帯電話基地局など）  高さ>10m
	④ 装飾塔、記念塔その他これらに類するもの 高さが 10mを超えるもの  高さ>10m

工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	⑤ 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの	高さが 10mを超えるもの  高さ > 10m
	⑥ ウォーターシュート、コースター、メリーゴーランド、観覧車その他これらに類する遊戯施設	高さが 10mを超えるもの  高さ > 10m
	⑦ 擁壁、さく、塀	高さが 5 mを超え、かつ、長さが 10mを超えるもの  高さ > 5m かつ 長さ > 10m
	⑧ アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの	高さが 10mを超えるもの、又は、築造面積が 1,000 m²を超えるもの  高さ > 10m 又は、築造面積（斜線部分の面積） > 1,000 m²
	⑨ 自動車車庫の用途に供するもの	高さが 10mを超えるもの、又は、築造面積が 1,000 m²を超えるもの  高さ > 10m 又は、築造面積（斜線部分の面積） > 1,000 m²

工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	⑩ 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供するもの	高さが 10mを超えるもの、又は、築造面積が 1,000 m²を超えるもの 
	⑪ 高架鉄道、高架道路	高さが 5 mを超えるもの 
	⑫ 橋りょう、歩道橋	幅員が 10mを超えるもの、又は、長さが 20mを超えるもの 
	⑬ ①から⑫に掲げる工作物のうち、建築物又は①から⑫に掲げる他の工作物（右欄において「建築物等」という。）と一体となって設置されるもの	建築物等の上端から当該工作物の上端までの高さが 5 mを超え、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さが 10m（①に掲げるものにあつては 30m）を超えるもの （例：建築物の屋上に携帯電話基地局を設置する場合など） 

注）・増築、改築等を行った後の全体の規模が、各欄に定める規模を超える場合には、届出対象行為となります。

・上記に掲げる行為であっても、後述の「届出の対象から除外する行為」に該当する場合には、届出の対象外となります。

土地の開墾、木竹の伐採、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	次のいずれかに該当するもの ・行為に係る土地の面積が 1,000 m²を超えるもの ・行為に伴い生ずる擁壁又は^{のり}法面の高さが 5 m を超え、かつ、その長さが 10m を超えるもの  行為に係る土地の面積（斜線部分の面積）>1,000 m²
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	行為に係る土地の面積が 1,000 m²を超えるもの、又は、高さが 5 m を超えるもの  行為に係る土地の面積（斜線部分の面積）>1,000 m²

注)・上記に掲げる行為であっても、後述の「届出の対象から除外する行為」に該当する場合には、届出の対象外となります。

【届出の対象から除外する行為】

次に掲げる行為については、「1 届出対象行為」に該当する場合でも、届出の対象外となります。

○ 建築物、工作物、屋外における土石・廃棄物・再生資源その他の物件の堆積

届出の対象外となる行為	根拠条項
地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等	景観法施行令第8条第1号
建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、行為に係る面積が一壁面の面積（これにより難い場合は見付面積）の1/2以下のもの※	鈴鹿市景観規則第7条第2項第12号
仮設の建築物の新築等	鈴鹿市景観づくり条例第7条第3項第1号
工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、行為に係る面積が一壁面の面積（これにより難い場合は見付面積）の1/2以下のもの※	鈴鹿市景観規則第7条第2項第14号
仮設の工作物の建設等	景観法施行令第8条第2号
駐車場又は資材置場の用に供する目的で行う土地の形質の変更	鈴鹿市景観規則第6条
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で、その期間が90日を超えて継続しないもの	鈴鹿市景観づくり条例第7条第3項第2号
市長が、良好な景観づくりに支障を及ぼさないと認める行為	鈴鹿市景観規則第8条第2項第2号

○ 法令（条例を含む。）の規定に基づき、許可若しくは認可を受け、又は届け出て行う行為等

届出の対象外となる許可・認可・届出を受けた行為	根拠条項
文化財保護法第43条第1項、第125条第1項、第81条第1項、第167条第1項第6号、第168条第1項第1号、文化財保護法施行令第4条第2項、第5項	景観法施行令第10条第3号
屋外広告物法第4条又は第5条の規定に基づく条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置	景観法施行令第10条第4号
森林法第10条の2第1項、第34条第2項	鈴鹿市景観規則第5条第1項第1号
自然公園法第10条各項、第16条各項、第20条第3項、第21条第3項、第68条第1項	鈴鹿市景観規則第5条第1項第2号
砂利採取法第16条の許可を受け、河川法第25条又は農地法第4条若しくは第5条の許可（一時的な利用に限る。）	鈴鹿市景観規則第5条第1項第3号
三重県立自然公園条例第9条第1～3項、第16条第4項	鈴鹿市景観規則第5条第1項第4号

○ 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（鈴鹿市景観づくり条例第7条第3項第4号）

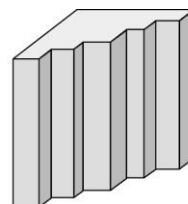
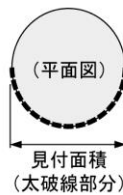
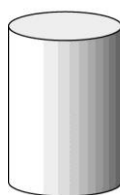
○ その他、景観法第16条第7項に掲げる行為

※「見付面積」による場合として、

右図の例のような円筒形や複雑な形状の建築物等があります。

また、アクセント色を用いる建築物・

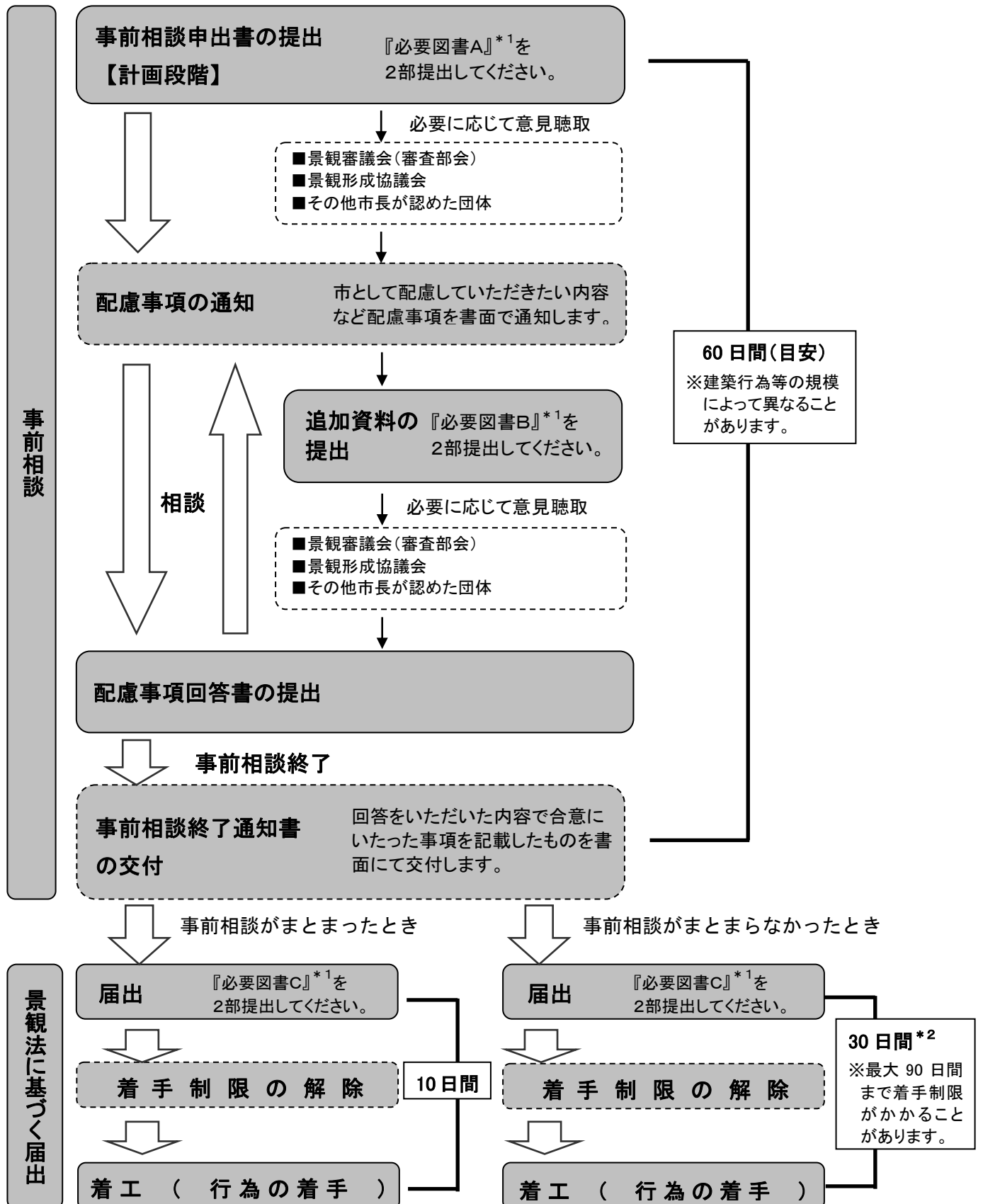
工作物の色彩の変更はすべて届出が必要です。



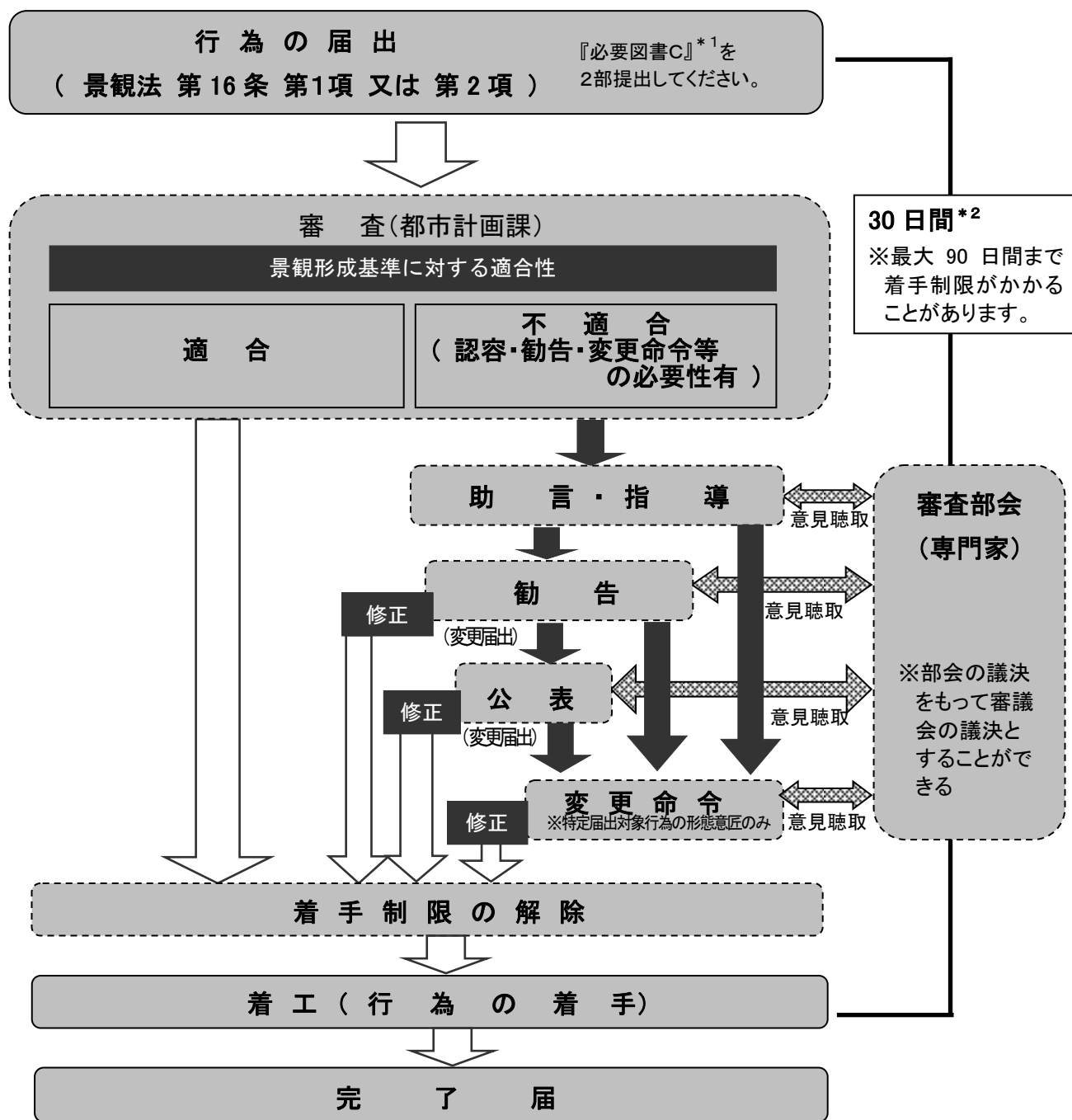
2 届出の流れ

景観法に基づく届出の前に条例で規定する事前相談が必要になりますので留意してください。届出の流れは、次のとおりです。

(1) 事前相談～行為の届出まで



(2) 行為の届出～完了届まで



*1 『必要図書A、B、C』は、次ページ以降を参照してください。

*2 事前相談がまとまらなかった場合
(事前相談がまとまった場合10日間)

■凡例

行為者

市役所